

## 集落排水施設ご利用の皆様へ

### 使用人員が増減したら届出をしてください!

転入・転出・死亡・出生等により、集落排水施設の使用人員に変更があった場合は、使用料金変更に係る届出が必要となりますので、役場へ書類の提出をお願いします。

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、接続期限が過ぎていきますので、お早めにお繋ぎください。

### 下水ポンプの故障が多く発生しています

ビニール・タオル・下着・衛生用品・ティッシュペーパー・たばこの吸い殻等の水に溶けない物を下水道に流しますと、ポンプの詰まりの原因になりますので、絶対に流さないよう注意してください。

また自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り除き、清掃をお願いします。また、誤って流した場合は、至急下記までご連絡ください。



■お問合せ (川辺地区の方は)上下水道課 ☎22-4814 (田尻地区の方は)中津地域振興課 ☎23-9503

## 合併浄化槽の申込案内について

令和4年度浄化槽設置整備事業の申込は10月末日までとなっています。申込期日が近づいていますので、新築または改築を予定・施工されている方は、お早めにお申込みください。また浄化槽設置工事は令和5年2月末日までに完成してください。

事前に設置申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

## 浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)



- 保守点検(浄化槽法第10条) 点検回数は4か月に1回以上
- 法定検査(浄化槽法第11条) 毎年1回、定期的に受ける水質検査検査手数料は5,300円です。(割引制度利用の場合は500円減額となります。)
- 清掃(浄化槽法第10条) 毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う法に基づいた適正な維持管理をお願いします。  
なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。

■お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433  
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を

私たちが、台所や洗濯・風呂・トイレ等から流す生活排水は、川や海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁のうち70%以上を占めるといわれています。このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、水質汚濁数値が8倍にもなります。

※水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止となり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。

以上の件について詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎23-9503 美山地域振興課 ☎23-9505

## キックボクシング入田和樹選手(入野)がIOCヘビー級初代チャンピオンに!

令和4年8月14日(日)に、兵庫県立武道館において、「日本骨髄バンクチャリティ CHAKURIKI16白鷺祭」が開催され、入田和樹氏(入野)がIOC認定のインターコンチネンタル初代ヘビー級王者のベルトを手に入れ、この度、町長へご報告に訪問されました。

入田選手は、デビュー戦からの4戦すべてKO勝ちをしていましたが、今回は「相手が強く、3ラウンドが長く感じられた」との事でしたが、地元からの大勢の皆様に応援いただき、ラウンド終盤に見事TKO勝ちを収められました。



## 日高川町水道協会が町内の水道施設の清掃ボランティア活動を実施しました

令和4年8月6日(土)に、日高川町水道協会の地域貢献事業の一環として、協会会員と町職員が参加し、町内各所の配水池やポンプ場13ヶ所で、草刈りなどの清掃活動を実施しました。

なおこの活動は、災害等の緊急時における水の確保のため、給水車や人が施設付近で安全に作業ができるように、平成21年より毎年行われています。

### 日高川町水道協会

(敬称略)

会長 山本幸生(山本設備)  
会員(8事業者) 山本設備、(株)大谷住宅設備、川口水環境(株)旭屋、岡崎設備、タニモト設備  
野中水道、森ポンプ店



## 水道メーター検針時のお願い

毎月の水道料金は、検針員が水道メーターより計量した使用水量をもとに算定します。以下のことにご留意のうえ、迅速・正確な検針ができるようにご協力ください。

- メーターボックスの周辺や中はきれいにしておいてください。(雑草や土砂などでボックスが見えなくなっている場合があります。)
- メーターボックスの上には、車や物を置かないようにしてください。
- 家屋の増改築などで、メーターボックスが床下や屋内になる場合は、給水工事指定工事店に依頼し、屋外の見やすい場所に移設してください。
- 犬は放し飼いにしないで、出入口やメーターボックスから離れてつないでください。



■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814